資料2

②　予防接種事業について

令和4年度の主な予防接種事業取り組みについて

１．子宮頸がんワクチン予防接種事業

(1)子宮頸がんワクチンについて

平成25年6月より積極的勧奨が中止されていました、子宮頸がんワクチンの定期接種の積極的勧奨が令和４年度より再開されました。

(2)接種券等送付対象者

定期接種対象者	年度末年齢13歳（中学校1年生）～16歳(高校1年相当)の女性 （令和4年度：平成18年度～平成21年度生まれ）
キャッチアップ接種対象者	平成9年度～平成17年度生まれの女性 令和6年度までの期間に接種対象

(3)接種券等送付状況

令和5年2月末現在、定期接種対象者及びキャッチアップ接種対象者へ、接種券・予診票・リーフレットを送付終了

令和4年度の主な予防接種事業取り組みについて

１．子宮頸がんワクチン予防接種事業

（4）令和４年度中の子宮頸がんワクチン接種件数

	接種券送付件数	接種件数		
		１回目	２回目	３回目
定期接種対象者	978	114	78	32
キャッチアップ接種対象者	1,940	90	53	9

※接種券送付件数は既発行者を除く

（令和４年１２月末現在）

(5)そのほかの取り組み

令和4年度より過去に子宮頸がんワクチンを自費で接種した方を対象に償還払いを実施

実績（令和5年1月末現在）：9件

令和5年度の主な予防接種事業取り組みについて

１．子宮頸がんワクチン予防接種事業

（１）９価ワクチンの定期接種化が決定

令和５年１月３０日予防接種実施規則の一部を改正する省令が公布され、令和５年４月１日より定期接種となりました。

（２）９価ワクチンの案内について

令和５年度より、定期接種対象者に加え、令和３年度の積極的勧奨の差し控え終了に伴い接種機会を逃したキャッチアップ対象者（平成９年度から平成１７年度及び平成１８年度と１９年度生まれは定期接種期間経過後、令和６年度末までの期間がキャッチアップ接種対象期間となる）のうち未接種の方へ従来の２・４価ワクチンに加え９価ワクチンが選択可能となった旨の個別通知を送ることを検討する。

なお、予診票は既に送付している様式を使用可能とされているので、再送付は行わない。